

# 改定後の体育施設の使用料金(案)【概要版】

## 1) 体育館の使用料金改定

### 広陵中央体育館

場所	改定前	改定年度 (緩和措置期間1年)	その後の使用料金 (緩和措置期間終了後)
アリーナ	1時間につき 200円	1時間につき 800円	1時間につき 1,200円

場所	改定前	改定後
格技場	無料	1時間につき500円
卓球室	無料	1時間につき 1台200円
選手控室	無料	無料
会議室	有料	1時間につき200円
トレーニング	1回100円	改定なし

### 広陵東体育館・広陵西体育館・広陵北体育館・真美ヶ丘体育館

場所	改定前	改定年度 (緩和措置期間1年)	その後の使用料金 (緩和措置期間終了後)
アリーナ	1時間につき 100円	1時間につき 400円	1時間につき 600円

### 広陵東体育館・広陵西体育館・広陵北体育館

場所	改定前	改定後
和室	無料	無料

### 真美ヶ丘体育館

場所	改定前	改定後
会議室	無料	1時間につき200円
和室	無料	1時間につき150円

## 2) 体育館使用料(アリーナ)の減免(免除)

名称	改定前	改定後
広陵町スポーツ協会	無料	有料50%減額
広陵町総合型地域スポーツクラブ	無料	有料50%減額
町主催のスポーツ教室から移行した団体	無料	有料
町内に住所を有する中学生以下の者	有料50%減額	改定なし
町内に住所を有する中学生以下の者が土曜日に使用	無料	改定なし

#### 【追加】

- ・65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体は、使用料を50%減額。
- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体は、使用料を50%減額。

## 3) 町民以外の体育館使用料(アリーナ)

- ・施設を利用する場合は、料金の2倍として町外割増料金を設定します。